三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田 文夫 様

岩手県保健福祉部長



岩手県南3市町の子どもたちの甲状腺検査実施を求める要望について

このことについて、平成 24 年 11 月 21 日付で提出されたところですが、下記のとおり回答しますので御査収願います。

記

1 県南地域の子どもたちの甲状腺検査について

【回答】

- (1) 福島県の甲状腺超音波検査は、原発事故から 1~2 年という現段階においては、その影響が反映されていない「現時点での甲状腺の状況」を把握するという観点から実施されているものと承知しており、公表資料で「A2」判定となった小さな「結節(5.0mm以下)」又は「のう胞(20mm以下)」が認められた子どもについては、通常の診療では「所見あり」とは捉えられないものの、長期にわたり健康を見守る観点から、あえて正確に記録を残し、結果をお伝えしていると聞いています。
 - こうした A2 判定を含め、A 判定の割合は約 99.5%となっているところです。
- (2) 甲状腺の良性疾患である「のう胞」や「結節」は臨床上多く見られるものとされ、福島県で行われている甲状腺検査では4割前後で発見されておりますが、疫学的にどれくらいの頻度で見られるのかを厳密に調査した研究はないため、国においては青森県、山梨県及び長崎県において、福島県の調査と同じ基準で甲状腺超音波検査を実施し、その結果を疫学的に比較する調査を実施すると承知しています。
- (3) 平成 24年 11月 26日開催した岩手県放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議においては、上記の調査結果を踏まえて対応することが適切ではないかとの意見も頂いたところであり、本県としては、こうした国や福島県の調査結果等を注意深く見守りながら、必要な場合に速やかに対応できるような態勢を整えることが肝要と考えています。
- 2 放射線内部被ばく健康影響調査有識者会議への市民代表の参加について

【回答】

(1) 有識者会議は、放射線防護学や緊急被ばく医療等の専門家により構成しており、放射線の内部被ばく調査方法や評価について、学術的、専門的な見地から助言・評価を頂くことを目的として設置したものであり、県の方針決定や政策的判断の場ではないことを御理解いただきたいと思います。

- (2) 県としては、これまでも県民の方々や各種団体からの意見等を踏まえ、有識者会議の科学的な評価や助言の趣旨とは少し異なるものの、内部被ばく健康影響調査の継続や健康相談等支援事業費補助制度を創設してきたところであり、今後とも県民の声に広く耳を傾けてまいります。
- 3 甲状腺障害以外の疾病予防のための調査・保健指導の実施について

【回答】

- (1) 昨年度実施した放射線内部被ばく健康影響調査に係る有識者会議において、 本県の子どもの放射線被ばくによる健康影響は極めて小さく、これまでと同様 の食生活を継続しても健康に影響が及ぶとは考えにくいとの評価をいただい たところです。
- (2) しかしながら、県としては、放射線の健康影響に対する県民の不安は必ずし も解消していないと承知しており、尿中放射性物質の推移をモニタリングし、 そのリスク評価をわかりやすくお示しをしていくという観点から、現在、昨年 度に健康影響調査を行った子ども達の継続調査を行っています。

この結果については、年明けに有識者会議を開催し、健康影響についての評価を行うとともに県民に対する助言等についてもいただく予定としています。

- (3) さらに、汚染重点調査地域に指定されている県南3市町を対象に、住民に身近な相談窓口である市町が実施する健康相談及び希望者への内部被ばく検査に要する費用への補助制度を創設したところです。
- (4) 現在、国において、放射線の障害の防止の観点から、健康管理のあり方を検 討するため有識者による検討チームを組織し、実施体制や実施方法等の検討が 行われていると聞いております。
- (5) これらを踏まえ、本県としては、現在、実施している継続調査の結果・評価をわかりやすく県民に伝えていくとともに、国及び福島県の動向や新しい知見の動向等を注意深く見守りながら、必要な場合に速やかに対応できるよう努めてまいります。